

# 野崎泰伸『生を肯定する倫理へ——障害学の視点から』

白澤社、二〇一一年

八 幡 英 幸

## 一 本書の構成

本書は、その表題にある通り、「障害学の視点」から「生を肯定する倫理」を新たに構想しようとするものである。このことを反映して、全部で五つの章からなる本書の第一章は「障害学の視点」、終章は「生を肯定する倫理へ」と題されている。

第一章で最も印象的なのは、「障害者の生存を無条件に肯定する」という「当たり前のことを当たり前に」要求してきた障害者運動に学ぶべきだとの主張である（四五―四六頁）。実際には様々な潮流を含む「障害学の視点」よりも、このことへの確信が本書全体を貫き、筆者をその先へと急がせているように思われる。

他方、終章には「境界線の正当化に抗う正義論」という副題があり、ここに筆者の主張のもう一つの力点があることを示し

ている。要するに、何かある境界線を前提とし、そこからぼれ落ちる者を切り捨てるような思考方法を批判し、それに代わるものとして「生を肯定する倫理」の在り処を指し示すことが本書の目的なのであろう。

この目的を果たすために、第二章と第三章では、R・M・ヘア、J・ロールズ、A・セン、P・シンガーなどの思想が次々と組上に載せられ、その問題点を指摘される。これに対し、第四章で「倫理の別様の形」を示唆するものとして参照されるのは、L・ウィトゲンシュタイン、G・C・スピヴァク、E・レヴィナス、J・デリダなどである。

## 二 書評者の視点

本書は、以上のように非常に大きな目的意識を持ち、かつ、広範な事象や思想を取り扱った野心作である。だが、四六判、

二〇〇頁強という限られた紙幅の中でこれだけの作業を行うのであるから、個々の主題の取り扱いについてはいささか駆け足で、乱暴な箇所が目立つのも事実である。特に、本書で問題点を指摘され、退けられた形になる、功利主義などの研究者には納得のいかない部分が多いだろう。

実際、本書が刊行されて間もない時期に、伊勢田哲治氏（京都大学）のブログに長文の書評（二〇一一年七月一〇日付、<http://blog.livedoor.jp/iseda503/archives/1656860.html> 以下三頁）が掲載されており、功利主義に関係する箇所を中心に、読者の誤解を招くような不適切な用語法、不正確な議論の紹介の仕方などが多いことが指摘されている。だが、同氏も書評の冒頭で断っているように、これは「現代英米倫理学、特に功利主義に近い立場」から見た、それに関係する部分を中心とする論評であって、本書全体を見渡した評価というわけでは必ずしもない。そこで、本書評では、冒頭に示したような構成を念頭に置きながら、可能な限り本書の全体について、私なりの視点からの読みと評価を示すことを課題としたいと思う。

なお、本書の読みに影響を与えるかもしれない一つの要因として、筆者自身が障害（要因：脳性マヒ）の当事者であるということや、そのために受けた差別の体験が本文中で語られるということがある。このように筆者が置かれた立場（当事者性）が語られるということは、倫理学の研究書ではあまりないことである。

ここでは、本書が持つこのような特徴に配慮して、書評者である私自身が置かれた立場を簡潔に記しておきたい。これも学会紀要の書評ではあまりないことであろうが、本書に対する私なりの応答の試みとして、あえてそうしたいと思う。

私は元来、カント哲学の研究者であるが、諸般の事情から障害者の自立生活運動に関わり、介助者として活動していた時期がある。また、熊本で開催された出生前診断に関する公開シンポジウムや、障害者インターナショナルの分科会の企画立案に参加したことから、この問題に関係する数編の論文を書く一方、この分野の問題に関心を寄せる当事者との関わりを持ち続けている。

### 三 障害学の視点とは

第一章ではまず、障害についての二つの考え方（医学モデルと社会モデル）が対比される。筆者の説明によれば、前者はこれまでの医療や福祉が基本としてきたもので、「障害者個人のインペアメントの治療という枠組み」（二〇頁）で障害に対処しようとする。これに対し、後者を基本とする障害学は、「社会における障壁が障害者を無力化するという枠組み」（同）で障害をとらえ、「障害者が（人間らしく）生きていくためには、社会はどのようなべきか」（一九頁）を考える。

この二つの考え方は、主として障害の要因分析の点で、それ

ゆえ事実認識の面において異なるという見方もあるだろう。ところが、筆者はさらに、社会モデルの核心には次のような主張があると言う。すなわち、「障害者がへ生きづらい」のは社会の責任である。したがって、障害者本人のへ生きづらさの解消のためには、社会が負担を負わなければならない」（二六頁）。このような「帰責性の問題」を重要視するからこそ、筆者は両者が互いに歩み寄る可能性（例えば、近年の国際障害分類から生活機能分類への移行）には触れず、その異質さをあくまでも際立てるのだから。

これに続く節を読むと、このような筆者の考え方の原点は脳性マヒ者の団体である「青い芝の会」などの運動の中にあることがわかる。筆者によれば、障害者たちが「障害からの解放」ではなく「差別からの解放」を求めてきたことは、「医学モデルから社会モデルへ」というパラダイムシフトに符合している」（三七頁）。そして、「障害者の生存を無条件に肯定する」という「当たり前」のことを当たり前」に要求してきた、その運動に学問は学ぶべきだと言うのである（四五―四六頁）。

筆者はこのように、最初からいくつかの規範的な主張を持ち、それを「障害学の視点」という言葉に込めて現代倫理学への批判を開始する。これに対し、倫理学の研究者としては、ここで「当たり前」とされる立場が、なぜ他の思想に優越するのかという疑問を感じざるをえないだろう。筆者は終章で、「生の無条件の肯定」は基礎づけられないし正当化できない倫理的命令であ

り、私はこれに賭ける、といった趣旨のことを述べるが（一九三―一九九頁）、それではなぜ、これが他の多くの思想を批判する視座たりえるのだろうか。多くの思想を駆け足で取り扱う前に、この点をもっと丁寧に論じてほしかったというのが私の第一の感想である。

#### 四 優生思想について

本書では、取り扱われる思想家の数の多さと比べると、取り扱われる事象はそれほど多くない。その中でも柱となっているのは、社会における財の配分の問題と、優生的選択などの生命倫理問題である。ここでは、私自身の興味関心から、後者の問題に絞ってその取扱いを見ていくことにしたい。

この問題が最初に取り扱われるのは、第一章の第三節「優生思想と障害者差別」においてである。この節でまず優生思想の歴史を概観した後、筆者が「優生思想の呪縛」について述べる箇所はいささか刺激的である。やや長くなるが引用すると、「反原発運動の主張にも、「妊娠中に被曝すると、胎児に悪影響を及ぼし、奇形や染色体異常の子どもが生まれてくるから、放射線物質をまき散らす原発には反対である」とする論理が見られる。この論理においては、（中略）障害児が生まれてくることを忌み嫌う意識については不問のまま、原発反対を主張していることにならないだろうか」（五三頁）、というくだりである。

このような筆者の問いかけを、私が住んでいる地域の課題にあてはめて言えば、胎児性水俣病の発生を理由にチッソを非難する際にも、これと同様の懸念があることになるだろう。これに対し、私自身は、公害や枯れ葉剤散布、そしておそらく原発事故のような人為的原因により、そうでなければ持たなかったであろうインベアメント（身体の損傷）を持つ子が生まれてきた場合には、他者危害への非難は十分成立しうると考える。また、その再発は防がなければならぬ。その上で、そのような子どもたちが「へ生きづらさ」を感じないような社会を作っていく必要があると考える。

これに対し、筆者が右のような主張をする背景には、「社会モデル的に考えれば、「障害はないほうがよいか」という問いに対する答えは定まらない」（二七頁）という理由がある。すなわち、障害者の「へ生きづらさ」の原因は総じて社会にあるのだから、インベアメントとしての障害自体は必ずしも負の要因ではない。したがって、放射線被曝によるものであれ、有機水銀によるものであれ、障害を持つようになること、あるいは、障害を持つ子どもが生まれてくること自体を悪と見なすような議論はするべきではない、というのが本書の底流をなす主張の一つなのである。

私自身も、J・ハリスなどの著作の中で採用されている障害概念の狭さ、医学モデルへの偏りには疑問を感じる。しかし、一般的には、「障害はないほうがよい」と考えて差し支えない

と考える。それは、第一に、社会の障壁や偏見などから生じるハンディキャップ（社会的不利）、あるいは無力化・障害化という面からである。そして、第二に、インベアメントとしての障害自体についてもそう考える。それは、先に述べたような他者危害との関わりもあるが、私の知る限り、すでに障害を持つ人のほとんどが、それがさらに重くなることを避けたり、その進行をできるだけ遅らせようとしているからである。

ここで、本書への第二の要望を述べたい。筆者は、右の問題に関連して、「障害はないほうがよい」という言説は、その多くが「障害者は存在しないほうがよい」という議論にすりかわってしまふ」（二七頁）と述べている。本書ではむしろ、このような言説の「すりかえ」にもっと分析を加える必要があったのではないか。そうすることにより、「障害はないほうがよい」と考える人も多いことを認める一方で、それは決して「障害者は存在しないほうがよい」という主張と同じではないという認識と、それに見合った状況を生みだしていく必要があるのではないか。さらに、これらとは別に、「障害を持つ子は生まれてこないほうがよい」、あるいは、「産まないほうがよい」という、少なくとも主語の異なる言説が存在することも視野に入れるべきだろう。優生思想についての今後の研究においては、社会の実情（すりかえ）に合わせてこれらの言説を一括りにするのではなく、その差異と関係を丁寧に明らかにしていく必要があるように思う。

## 五 境界線の正当化に抗う正義論とは

筆者は終章で、ロールズに代表される分配的正義論、シンガーに代表される生命倫理学について、その「構造自体に内包されている不正義」（一九一頁）を指摘している。前者については、「出発点において境界の内部に入れられたメンバーにおける分配の規則の正しさを論じ合う」（一九〇頁）だけであるという点に、「分配的正義の他者」（同）を生みだすという不正義がある。また、後者については、「境界線の引き方を変えただけ」であるがゆえに、「境界線を引くこと自体を問題にする本書の立場からは、決して容認できない」（一九一頁）、というのである。

このような主張の背景には、やはり先に述べた障害者運動の思想があるように思われる。その原点となった事件がまさにそうであったように、障害を持って生まれたがゆえに、実の親によって命を奪われた上に、その罪に対する滅刑嘆願が公然と行われる、という現実がある。これは、分配的正義うんぬん以前に、正義一般の他者としてうち捨てられた者がいるということ以外の何であらうか。このような状況に対する反撃が、「愛と正義を否定」し、「問題解決の道を選ばない」（四〇頁）障害者運動であったことは、私たちが重く受け止めなければいけない事実である。

だが、倫理学としてのその受け止め方は、「境界線を引くこと自体を問題にする」ということでよいのだろうか。また、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように扱え」ということが正義一般の要請であるとすれば、筆者の述べる内容が正義論という器に収まるかどうかも疑問である。さらに、「倫理の基準を根拠の正当性という軸で議論すること」（一九一頁）自体を問題視し、「狂気としての正義」（一九二頁）へと話を進める段階で、読者としての私は完全に置き去りにされてしまった感がある。

筆者はあとがきで、「本書は、障害者の視点から考えた「正義」とは何か（中略）ということを考えてものである」（二二一頁）と言う。だが、現代倫理学の批判、新たな正義論の構想というふうに次々と戦線を拡大していくよりも（そうすることで、本書は多くの読者を失っていると思う）、障害者運動の原点にあった思想をもっと克明に、それ自体の表現に即して提示してもらいたかったというのが私の偽らざる感想である。「愛と正義を否定」し、「問題解決の道を選ばない」その思想とは、果たして何だったのだろうか。

（やはりた ひでゆき・熊本大学）